

青梅市学童保育所の指定管理者の指定について

青梅市学童保育所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市河辺学童保育所
青梅市霞台学童保育所
青梅市若草学童保育所
- 2 指定管理者となる団体
東京都青梅市新町一丁目43番地の6
知創株式会社
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで